### 「論文]

# 國史教育から歴史教育へ(その1)

時代による変化と現代的課題について

# 田村 孝

From an Ultra-nationalistic History Teaching of Japan toward teaching History as Science (Part 1)

### Takashi TAMURA

In this paper, the author tries to analyze the matter of the textbooks of "Japanese history" (kokushi 国史) and "Ethics" (shûshin 修身) for pupils of the elementary school before the Second World War. These textbooks were all edited by the State itself. "Ethics" was revised five times and "Japanese history" six times. The purpose of these textbooks was to mold Japanese people who were loyal to the Emperor ( $Tenn\hat{o}$  天皇) and the State. From the beginning of the battle with China in 1931 to the end of the Pacific War with the U.S.A. in 1945, the more Japan tumbled down the slope from the loss of the war, the more the matters of the textbooks escalated to bring up the Japanese who gave his blood willingly for the Emperor and for his State. Firstly, the author confirms and shows this trend in the textbooks of "Japanese history" which were revised for the fourth (1934), fifth (1940) and sixth (1943) times, and in the textbooks of "Ethics" for the fourth (1933) and fifth (1941) times.

"Ethics" was abolished after the Second World War, because of its overly right-nationalistic tendency, and then the new Constitution was proclaimed by the Japanese government under the control of the GHQ in 1946 and formally established in 1947. After the history teaching which had been ultra-nationalistic and directly connected with Japanese mythology was reviewed, the new textbook of "Japanese history" was edited by younger Japanese scholars who were appointed by the Ministry of Education under the direction of the GHQ. This new edition for elementary pupils named "KUNI NO AYUMI 〈にのあゆみ Steps of the Nation" was issued in September 1946. Secondly, the author studies if this new version contains a scientific consideration and description of Japanese history. Finally, the author comes to the conclusion that these changes show the first step toward teaching Japanese history as science, and is different from the previous mythological approach before the War, although it keeps some remnants of respect for the Emperor.

#### 目次

- I はじめに
- Ⅱ 「教育勅語」体制下の教育
  - (1) 「教育勅語 |
  - (2) 国定第四期までの尋常小学校における「修身」
  - (3) 国民学校における「錬成」
  - (4) 国民学校における「修身」と「国史」
    - (A) 「修身」の教科書について
    - (B) 「国史」の教科書について

〈以上、本号〉

- Ⅲ 敗戦と歴史教育
  - (1) 占領下の教育改革
  - (2) 黒途り教科書
  - (3) 暫定国史教科書の編纂
  - (4) 『くにのあゆみ』の編纂
  - (5) 『くにのあゆみ』の内容

- (6) 『くにのあゆみ』に対する評価
- (7) 『くにのあゆみ』を読んで
- Ⅳ むすびにかえて――あるべき歴史教育とは

〈以上、次号〉

キーワード:歴史教育 教育勅語 国民学校 修身 国史 『くにのあゆみ』

# I はじめに

2012年12月に発足した安倍晋三自民党内閣は、有識者15名から成る「教育再生実行会議」と、党内に「教育再生実行本部」(以下「実行本部」)を設置し、教育改革に積極的に取り組む姿勢を打ち出している。

「実行本部」が同年12月21日づけで発表した「中間とりまとめ」には、数多くの項目が盛り込まれており、それらは全体的に教育の国家統制強化につながる方向性をもっている。すなわち、学校における校長など管理職の能力向上と資格の付与、文部科学大臣が各教科書共通で記載すべき事柄を教科書検定基準として具体的に定めること<sup>(1)</sup>、首長が任命する教育長を教育委員会の責任者とし、教育委員会を教育長の諮問機関と位置づけること、そのほか「学校教育法」を改正して教育長→指導主事→校長→主幹教諭→教諭という縦割りの管理体制を強化し、政治的行為の制限に違反した教師に罰則を課し、教員の勤務評価とそれに基づく処遇が適切に行われるように教育長および校長の責務を設けること、などが統制の具体的内容である<sup>(2)</sup>。

安倍内閣の教育改革は、具体的には、グローバリゼーション化のなかで、英語とICT機器を使いこなし、理数科的な教養に基づいたイノヴェーションをすすめることのできる日本のリーダーの育成をめざしており<sup>(3)</sup>、それらの基礎には「日本人としてのアイデンティティや日本の歴史・文化に対する深い教養が前提」とされている<sup>(4)</sup>。「実行本部」の教科書検定・採択改革分科会のホームページでは、「多くの教科書に、いまだに自

虐史観に立つなど、問題となる記述が存在する」⑤と述べられており、先の文部科学大臣による教科書検定基準の策定とあわせて考えると、今後、小・中学校社会科、高校地歴科・公民科などの教科書記述に対して、「日本の歴史や文化に対する深い教養」を養うための国家統制がいっそう強められる可能性が高い。

国家の手による教科書の作成は、過去に例がある。1886 (明治19) 年の「小学校令」の発布とともに、それまで特に厳しい統制がなされていなかった小学校教科書に検定制度が導入され、ついで1904 (明治37) 年にはすべての教科書が国定化された(6)。検定制度の導入は、自由民権思想を統制するためであり、国定制度への転換強化は、1890 (明治23) 年に渙発された「教育ニ關スル勅語」(以下「教育勅語」) の精神の下に、国民の思想を国家主義的に統一するためであった。「教育勅語」渙発の目的は、鹿鳴館に見られるような明治初めからの欧化政策が一応の終わりを告げ、1877 (明治10) 年過ぎから復活しつつあった封建的儒教道徳のもとに、国内の資本主義体制を曲がりなりにも整えていた「近代国家」の国民(=臣民)づくりを果たそうとしたところにあったのである。教科書の国定化は、まさしくこの目的の行きつく終着点であったといえよう。1896 (明治29) 年、初めて教科書国定化の意図を明確化して貴族院に提出された建議案が、小学校修身教科用図書についてであったことは、まことに象徴的である。

国定教科書は通常、国語教科書の編纂状況にもとづいて五期に分けられている(表1参照)。

「修身」の教科書もこの五期に分けられるが、日本史の教科書は、戦前に六期を数え、後述するように戦後、第七期として『くにのあゆみ』(上・下)が編纂されている。戦前に一期だけ多いのは、1941(昭和16)年に尋常小学校から国民学校と改められたにもかかわらず、日本史の教科書は第四期のものを少し手直ししただけで流用されており、その後1943(昭和18)年から国民学校用の新教科書(『初等科國史』)が新たに使用されることになったからである。この教科書は敗戦までの2年間しか使用さ

区分(この年度に入学した児童が巻1を使用)	使用者の出生年月
第一期 1904(明治37)年~1909(明治42)年	1897(明治30)年・4~1903(明治36)年・3月
第二期 1910(明治43)年~1917(大正 6)年 第三期 1918(大正 7)年~1932(昭和 7)年	1903(明治36)年・4~1911(明治44)年・3月   1911(明治44)年・4~1926(大正15)年・3月
第四期 1933(昭和8)年~1940(昭和15)年	1926(大正15)年・4~1934(昭和9)年・3月
第五期 1941(昭和16)年~1945(昭和20)年	1934(昭和9)年・4~1939(昭和14)年・3月

表 2

区分(年度)	教科書の名称	文 体	使用者出生年月	
第一期 1904~09年 第二期 1910~20年 第三期 1921~33年 第四期 1934~39年 第五期 1940~42年 第六期 1943~45年	『小學日本歷史』1・2 『尋常小學日本歷史』卷1・2 『尋常小學國史』上・下卷 『尋常小學國史』上・下卷 『小学國史 尋常科用』上・下卷 『初等科國史』上・下	文語体 文語 体 口語 体 口語 体	1897年4月~1903年3月 1903年4月~1913年3月 1913年4月~1927年3月 1927年4月~1933年3月 1933年4月~1935年3月 1936年4月~1938年3月	
第七期 1946~47年	(墨塗り教科書) 『くにのあゆみ』上・下	口語体		

れず、国定教科書のなかでは短命であった(表2参照)(で)。

国定教科書の編纂は以後、文部省の役人の手に任されることになる。この担当官の名称は年次によって若干のちがいがあるが、1920 (大正9)年以後は図書局に所属する図書監修官及び図書監修官補である。長らく図書監修官(国語担当)の地位にあった井上赳は、1915 (大正4)年に東京帝大を卒業して、翌年、第七高等学校(鹿児島)の講師になり、1921 (大正10)年に同高等学校の教授から図書監修官に転任している。のちに東京帝大教授となる高木市之助(日本文学)は1920 (大正9)年に熊本の第五高等学校教授から赴任している®。京都帝大教授喜田貞吉(日本史学)も一時期、図書監修官を務めている。かなりの学識経験者が務めているといってよいが、文部省の官僚としては本流ではなく小吏であった®。

教育の国家統制に関してはさまざまな局面があるが、本稿では主に教 科書の内容をめぐってどのような問題を見ることができるかに焦点を絞 りたい。なぜならば、日本においては、教科書が学習の中心であり、そ の影響が大きかったからである。唐澤富太郎は大著『教科書の歴史』の 序において、次のように筆を起こしている(10)。

「教科書が日本人を作つた。

教科書こそは、一部の国民にだけ働きかけたというのではなく、広く一般 民衆の一人一人に大きな影響を与えて日本人を形成してきた。特に過去の日 本の教育が教科書中心の教育であつただけに、その影響は大きかつた。…… 教科書の歴史こそは、小学校の歴史であり、庶民の教育史であり、国民の形 成史である。」

教科書の無謬性、絶対性は現在でも「教科書に書かれているから正しい」という形で教育の現場に受け継がれている。それらがかつて国家の手でどのように編まれていたのかを見ることによって、教育の国家統制の一端を明らかにすることができるであろう(11)。

本稿は、かつての国家主義的な教育が、戦後の連合国軍による占領下でどのように民主化されようとしたのか、また実際にはどの点まで民主化されたのか、さらに積み残された課題は何か、今必要とされている歴史教育とはどのようなものなのかなどについて、戦前から戦後にかけての修身や日本史の教科書編纂を通じて考察するものである(12)。

# Ⅱ 「教育勅語 | 体制下の教育

# (1) 「教育勅語」

戦前における教育の根本的な原理は、1890 (明治23) 年に渙発された「教育勅語」である。「教育勅語」はあらためて言うまでもなく、明治の新国家建設にあたって、列強に伍して近代化を進め、富国強兵策を推進していくにあたって、国家に忠誠をつくす「臣民 (=国民)」を創出することにその主眼があった(13)。「教育勅語」の説くところによれば、臣民たるものは忠孝に励み、心をひとつにしてこの美風を守り、推進することが肝要であって、これこそが教育の基本であった(14)。忠という概念はもっぱら武士階級の倫理規範であったが、明治の新国家建設にあたって、

これを農民・商人などの一般人にまで拡大したのである。武家社会における家臣の主君に対する忠は、奴隷的服従とは違い、家臣の自己主張(自身の名誉の主張や主君への諫言)をも含むものであったが、「教育勅語」にいう忠は天皇の徳を慕うのみで、ただひたすら服従するだけであったことは、不敬罪の存在などを見ると理解されよう。天皇に対する諫言、謀反はありえなかった(15)。

勅語はさらに、汝臣民は、父母に孝をつくし、兄弟姉妹なかよく、夫 婦互いに睦み合い、友人同士は互いに信じ合い、へりくだって気ままの ふるまいをせず、人々に慈愛を施し、学問を修め、業務を習って知識才 能を開花させ、徳を養って立派な人物となり、進んで公共の利益を広め、 世のためになる仕事を起こし、常に憲法・法律を遵守し、万一希求の大 事が起こったならば大義に基づいて勇気をふるい一身を捧げて皇室国家 のためにつくせ、とつづけている(16)。この部分は臣民のあるべき姿を国 家の側から示した教えである。まず、親子、兄弟、夫婦という主に家族 間の規範、ついで友人、他者と自分自身という対人間の規範、つづいて 知育・徳育の両者を含めた教育の重要性、さらに公共の益や社会での仕 事の振興、憲法・法律の遵守が説かれている。こうした徳目の教えは、 「教育勅語 | にもよいことが書かれていた、という保守派の政治家たちの 懐古するところでもある(17)。しかしながら、これらの徳目の達成は、た だひとえに、ひとたび火急の大事すなわち戦争が起こったならば大義に 基づき勇気をふるって一身を国家に捧げて皇室をお助け申し上げよ、と いうところに通じていた。すなわち上述の徳目は、国民一人ひとりの幸 福と安寧を実現し、それをもって社会を安定させる手段として機能させ るのではなく、窮極のところ、国民に身を捨てて国家・皇室のために奉 仕させることを目的としていたのであった。

さらに勅語は、上に述べたこの道は、祖先の遺訓であって皇祖皇宗の 子孫および臣民がともに遵守しなければならないと説いたあと、「之ヲ古 今ニ通シテ謬(あやま)ラス之ヲ中外ニ施シテ悖(もと)ラス」と述べる。 つまりこの道は古今を通じて誤りのない普遍的な真理なので、日本はも ちろん外国においても正しいとするのである。しかしながら、この部分は前とのつながりでは、皇室をお助けすることが他国においても正しいとされてしまうから、明らかに無理があった。このことは朝鮮半島や台湾などの旧植民地における統治や教育で明らかになってくる(18)。

## (2) 国定第四期までの尋常小学校における「修身」

つぎに、学校教育の現場において、「教育勅語」がどのように教えられていたのかについて見ておく。第一に注目すべきは、社会科系科目のひとつである「修身」の授業である。そもそも「教育勅語」は、尋常小学校『修身』の教科書巻四(4年生)、巻五(5年生)、巻六(6年生)の冒頭見開きの2ページに印刷されていた。小学生には、「教育勅語」の文言をそのまま暗記させても意味不明のままであっただろう。そのため「修身」の教科書では、忠孝、勤勉、法の遵守、友情などの徳目が物語仕立てでわかりやすく説かれている。巻六の第五課「忠君愛國」と第六課「忠孝」の部分を見てみよう。

第五課では、冒頭に明治天皇の和歌「民のため心のやすむ時ぞなき身は九重の内にありても」が引かれて天皇の民を思うありがたい仁慈の大御心が説かれ、ついで戦時すなわち「一旦緩急」あった時に身命を捧げて君国につくした例として忠臣楠木正成や日露戦争後に軍神と称えられた廣瀬武夫が、つづいて平時によくその業に励んで日本の富強につくした例として農夫作兵衛なる人物らが、さらに学問や技芸に努めて文明を進めた例として中江藤樹、貝原益軒、円山応挙の名前が挙げられている。この課の最後の段落では、「我等はよくわが身を修めて善良有為の人となり、祖先の美風をついで國の大事に際しては身命をさ、げて君國を守り、平時に於ては各その職分を盡して我が國の富強を増し文明を進め、忠君愛國の實を擧げなければなりません」と結ばれている。まさしく、この課では、「教育勅語」の抽象性を具体的な人物の業績に即して、児童に理解しやすい形に転化しつつ説明が施されているのである。

第六課では、忠孝と題して、楠木正成、正行父子の逸話が語られてい

る。「建武の中興(新政)」半ば、後醍醐天皇に背いた足利尊氏を迎え撃つことになって死を覚悟した正成が、桜井の駅で我が子正行に父の死後も生き延びて君に忠義をつくせと諭したこと、その後、湊川の合戦における父の討ち死にを知り、あとを追って自害しようとした正行をいさめ、父の志を継ぐようにと説いた母の逸話が続き、最後には成人した正行が尊氏との決戦前に後村上天皇に拝謁して暇乞いをしたのち四条畷の戦いで弟正時とともに戦死して、父の遺言どおり身命を天皇に捧げたことが記され、末尾に格言として「忠臣ハ孝子ノ門ニ出づ」と結ばれている。この課では、正成・正行が父子二代にわたって天皇のために文字どおり死を以って忠をつくしたこと、さらに父の教えを守るという孝の道が忠に結びついていることが説かれている。まさしく「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ …… 世々厥ノ美ヲ濟」してきたその事例が児童にもわかりやすく語られている。日清戦争時のラッパ手キグチコへイ(木口小平)(19)をはじめ「修身」の教材では、生命を投げうってお国のためにつくしたことが、見習うべき忠君愛国の証しとして、児童に教えられていたのである。

尋常小学校6年生の「修身」では、教科書の最後の単元、すなわち第25課、第26課、第27課がそれぞれ「教育勅語」の三分の一ずつに分けられ、本文ならびに解説に割かれている。その最後は、「この勅語にお示しになってゐる道は我等臣民の永遠に守るべきものであります。我等は至誠を以て日夜この勅語の御趣意を奉體せねばなりません」と結ばれており(20)、義務教育における「修身」の総仕上げが、「教育勅語」の総復習という位置づけになっている。

「教育勅語」は「修身」の授業で教えられるだけではなく、周知のように紀元節、天長節、明治節、元旦などの学校における儀式の際に、職員・児童の集まっている中で学校長によって厳かに朗読(これを奉読といった)された(21)。各学校には天皇・皇后の写真(御真影)と勅語謄本とが下賜され、儀式の折には礼服に身を固め、白手袋をはめた校長が謄本をうやうやしく捧げ持ち、奉読したのであった。読み上げられている勅語の意味は小学生にはほとんど意味不明であったにちがいないけれども、

厳粛な儀式の中で読み上げられる勅語は、子供たちには侵すべからざる 権威あるものとして受け取られ、かついくつかの文言を暗記することに もなった。儀式における御真影と勅語謄本の扱いは、天皇神格化を児 童・生徒に刷り込ませる装置そのものだったのである。

## (3) 国民学校における「錬成」

こうした傾向は、1941(昭和16)年4月から発足した国民学校において ますます顕著になっていった。国民学校とは、国民学校令 第一章(目的) 第一条 「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的 錬成ヲ為スヲ以テ目的トス | (22) に定められているように、「皇国の道 | に 沿って国民学校の児童を「錬成」するために、それまでの小学校制度を 改めて設置された。義務教育年限は8年間に延長され、初等科6年のうえ に高等科2年間がおかれた。ここに1872 (明治5) 年以来慣れ親しんでき た、小学校という名称は消えたことになる。この改革の背景には、1931 (昭和6) 年9月の柳条湖事件から始まり、1937 (昭和12) 年7月の蘆溝橋 事件を契機にして中国全土に広がった日中全面戦争がある。当初の見込 みとは異なって戦争は長引き、泥沼に陥った。そこで国家総動員体制に 基づく総力戦の必要が説かれた。すなわち時局の打開のためには、軍事 のみならず政治、外交、経済、科学技術、思想などのすべての面におい て非常時戦闘態勢をとる必要があるとされたのである。「総力戦」という 考えはすでに1920年代から陸軍の永田鉄山らによってとなえられていた が、1938 (昭和13) 年4月には「国家総動員法」が公布され、戦争体制を 担う人材の育成のために、教育のあり方にまでその影響を及ぼしたので ある(23)。国民学校令施行規則 第一条 第一項には、「教育ニ關スル勅語 ノ趣旨ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亙リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對 スル信念ヲ深カラシムベシ」と、まず「皇国の道の修練」を説く。ここ にいう「皇国の道」とは、文部省「國民學校教則案説明要領(改訂草案) によれば、教育勅語にある「斯ノ道」を指しており、その中身は「爾臣 民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ …… 天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ | までである

<sup>(24)</sup>。尋常小学校時代においても、教育勅語は教育の根本におかれていたが、国民学校になるとさらに「皇国の道」として強調され、いっそう強く意識されるようになったのである。

しかし、国家総動員態勢の実現のためには、これだけでは不足であっ た。国民学校令施行規則 第一条 第三項はさらに次のように述べる。 「我ガ國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシ メ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニカム ベシ」と超国家主義の立場から「東亜の盟主」となる世界政策を実現す るための大国民の養成が目標とされていた(25)。すなわち、「教育勅語」の どちらかというと個人的、社会的レベルにとどまる徳目実践(父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ ……) を基礎として、そのうえさらに東亜新秩序の盟主たるべ き大国民育成のため、国家総力戦体制に向けて国民を「錬成」すべきだ ということになったのである。したがってその総力戦を道徳的に価値づ けるイデオロギーが不可欠となる。これが「肇国 (チョウコク) の精神」、 「八紘一宇(ハッコクイチウ)」などの聖戦イデオロギーの強調であった2%。 しからば「肇国の精神」とは何であるか。「八紘一字」とは何を意味する のか。1937 (昭和12) 年5月に文部省によって編纂・発行された『國體の 本義』(27) によれば、「大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて 永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である」と記され、 「肇国」とはこの「國體」が始まった時をいう。すなわち、「我が國體は、 皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊瓊杵ノ尊(ニニギノミコト)に授け給うて、 豐葦原の瑞穂の國に降臨せしめ給うたとき」、天孫降臨のときである。そ の神勅には、「豐葦原の千五百秋(ちいほあき)の瑞穂の國は、是れ吾(あ) が子孫(うみのこ)の王(きみ)たるべき地なり。官しく爾(いまし)皇孫 (すめみま) 就(ゆ) きて治(しら) せ。行矣(さきくませ)。寶祚(あまつひ つぎ)の隆(さか)えまさむこと、當に天壌(あめつち)と窮まりなかるべ し」とある。つまり天照大神が神勅とともに孫のニニギノミコトに命じ て日本列島に下したときに国体は確立したのであって、ここに肇国の大 業が成ったのである。以後、天照大神の子孫がこの国に天皇として君臨 し、その御位は天地ともに窮まりなく、臣民は天皇を仰ぐことにおいて同時に皇祖皇宗を拝し、そのお恵みの下にわが国の臣民となる。「肇国」という文言に含まれる意味はおおむねこのようなことであった。つぎなる「八紘一宇」とは、日向の高千穂の宮からはるばる東国をめざして進んだ神日本磐余彦(カムヤマトイワレヒコ のちの神武天皇)が畝傍山のふもと橿原の宮で最初に天皇の位についたときに発した詔の「…… 然して後に六合(くにのうち)を兼ねて以て都を開き、八紘(あめのした)を掩(おほ)ひて宇(いへ)と為(せ)むこと、亦可(またよ)からずや」から造られた文言で、「八紘為宇」=「八紘一宇」とはすなわち四方八方の世界中を一つにまとめ、天皇の威光のもとに従えるという意味であり、当時の東亜新秩序建設、換言すれば東アジア諸国侵略のイデオロギー的な根拠とされたのである。

すなわち、日中戦争を打開するために、まずもって「教育勅語」の諸 徳目を守り、実現し、「皇運を扶翼」することはもとより、さらに進んで 東亜新秩序実現のために献身することが小学生にも期待されていたので ある(28)。そのためには国民が一丸となって国家日標たる東亜新秩序建設 に邁進しなければならない。したがって教育内容も全国同じでなければ ならなかった。文部省の見解によれば、国民学校令第一条にいう「普通 教育ヲ施シ|は教育の内容に関することであって、普通教育とは国民全 般に共通且つ平易な教育を意味し、こうした教育を施すことにより国民 相互の理解と一致団結とが得られるはずであった。そのための教育方法 が「錬成」である。「錬成は錬磨育成のことであって、児童の全能力を錬 磨し、体力、思想、感情、意志等要するに児童の精神及び身体を全一的 に育成することを指す」(29)。ここでは児童の個性尊重や多様性の容認、個 人個人の発展段階に応じたきめの細かい指導という姿勢は望むべくもな かった。個性を無視してただひたすらお国のため、戦争遂行のために役 立つ人材を育成する、という方針があるのみである。この時代に国民学 校生徒であった作家の山中恒は、「錬成」とは「頭で考えるな、体でおぼ えろ ということであったと述べている(30)。

# (4) 国民学校における「修身|と「国史|

初等国民学校においては、教科は4教科に大きく分けられ、それぞれ に科目がいくつか含まれていた(表3参照)<sup>(31)</sup>。

「備考」には、行事の重視とその組織化、各教科の教材において「イ東亜及世界 ロ 国防 ハ 郷土」に留意することが記されていた。さらに高等国民学校では、実業科 (農業・工業・商業・水産の一科目または数科目)がこの4教科に加えられていた。

これらの教科と科目との関係については、山住正己の紹介する文部省 『国民学校教科書編纂趣旨解説』によると(32)、「(大意) 科目を合わせて教 科ができたものと考えるべきでなく、教科から科目が分派したものと考 えるべきで、科目として分かれている以上は機械的に科目と科目とをく っつけ合わせても無駄であり、かえって混沌としたものになってしまう。 単なる合理主義に立って綜合の立場から分科を排斥することなく、また 分科の立場から綜合を排斥することをやめて、分科の中に綜合を見、綜 合の中に分科を見るといった東洋的な、不即不離の立場しからこれらの 関係を考える必要があるとされているが、結局のところ何のための教 科・科目編成なのか曖昧模糊としてよく分からない。先にあげた図書監 修官井上赳の回顧するところによると、「元来図書局の編集者は、あの 〈皇国の道に帰一する〉といった国民学校の根本方針に大きな疑惑を持っ ていた。この根本方針から国語修身地理歴史が統合されて国民科となり、 算術理科が統合されて理数科となり、そうして各教科がそれぞれ皇国の 道に帰一するというのは、どこまでも一個の理念であって、これまでの 教育の実際に於いて築き上げられた具体的方法もなければ理論もないの

表 3

教 科	科目
国民科	修身(礼法を含む)、国語、国史、地理
理数科	算数、理科
体錬科	武道、体操(教練、遊技および競技、衛生を含む)
芸能科	音楽、習字、図画、作業、裁縫(女子)

である」と批判している(33)。

これらの教科のうちで「皇国民の道」を錬成するために最も重要な教 科はいうまでもなく国民科であった。国民学校令施行規則第二条では、 つぎのように規定されていた。「國民科ハ我ガ國ノ道徳、言語、歴史、國 土國勢等ニ付テ習得セシメ國體ノ精華ヲ明ニシテ國民精神ヲ涵養シ皇國 ノ使命ヲ自覺セシムルヲ以テ要旨トス …… 我ガ國ノ歴史、國土ガ優秀ナ ル國民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我ガ國文化ノ特質ヲ明ニ シテ其ノ創造發展ニカムルノ精神ヲ養フベシ。……」。道徳、言語、歴史、 地理を学ぶことは、ただひとえに、優秀なる我が国民性を育んできたと される我が国土と歴史とを学ばせ、我が「国体の精華」ならびに「皇国 の使命」、すなわち「肇国の精神」と「八紘一字の精神」を理解、自覚し、 実践するためなのであった。ここには、世界にはさまざまな規範や言語、 宗教があり、多くの諸民族が種々の気候帯や風土のなかで異なる歴史的 過程を歩んで現在に至ったことを理解し、それらの上に起こる事象の因 果関係や相互関係などに考察をおよぼすという発想はみじんもない。し かも日本人の国民性はすでに「優秀なる」と決まっていて、すべての日 本人が、すべての場合において、果たしてみな優秀であったのか否かと いう疑問を持つことは許されていない。あらかじめ批判精神は排除され ており、ただひたすら国家目的を推進する児童の錬成が指向されていた のである。

この第五期の教科書の編纂は、軍部の圧力のもとに行われた。八紘一宇のスローガンのもとに教科書は「聖戦」完遂に国民を駆り立てるための思想的な武器のような役割を負わされたのであった。第五期の教科書編集方針が出来上がるとさっそく陸軍教育総監部から横槍が入り、教育総監部から数人の佐官が文部省の嘱託として図書局に務めることとなった。海軍からも同様の圧力がかかり、1933 (昭和8)年岡部長清の文相就任とともに従来のメートル法を尺貫法に改めるなどの改変が行われたという(34)。

### (A) 「修身 | の教科書について

それでは「修身」の教科書はどのような内容だったのだろうか。第四 期までのものが第五期になってどのような改変を加えられたのか。

1年生の第五期修身教科書は『ヨイコドモ 上』(全43ページ)と題されている。巻頭の見開きページは、皇居の二重橋の図(カラー印刷)である。何の説明文もつけられていないので、地方の子供たちにはどこの橋かわからないであろうが、教師によって天皇の住居ということがおそらく最大級の敬語を用いて説明されたのであろう。まず入学時に天皇・皇室の存在をその住居から説明する形になっている。そのほかの課はおおむね生活規範やしつけに関する文章が多い、すなわち時間を守ること(「モウ ゴハンデスカラ、カヘリマス」18ページ)、手伝い(「オカアサンガ、「ニハヲ オハキナサイ」ト オッシャイマシタ。ワタクシハ 「ハイ。」ト イッテ …… ハキマシタ」。28~29ページ)などである。しかし、巻末の38ページ、すなわち1年生の終わりごろの課では、戦争が顔を出す(「テキ ノタマガ 雨ノ ヤウニ トンデ 來ルナカヲ ……」38~39ページ)。第四期までの修身教科書には、1年生の教科書にラッパ手キグチコへイの戦死の様子が描かれるが、弾雨のごとき生々しい戦闘を彷彿とさせるような描写はない。

2年生の教材は『ヨイコドモ 下』(全59ページ)となる。天皇を意識させる課は第二課サイケイレイで、ここでは天長節の儀式風景が述べられる(35)。3~9課はまた生活風景の文章の中で、あいさつ、工夫、努力、親戚づきあいなどの大切さが述べられているが、第10課では「兵タイサンへ」と題して、戦地の兵隊さんに慰問の手紙を書く小学生の姿が描写されている。ついで第13課では「メイヂセツ」、第17課に「天皇陛下」、第18課「キゲン節」、第19課「日本ノ國」とつづく。今上(昭和一田村)天皇の治める日本国が世界中でいちばん立派な国であること(17課)、その日本を朝日ののぼるような勢いで盛んにしたのは明治天皇であること(13課)、その日本の起源は神武天皇にあること(18課)、そのような日本は「神の国」であることが自然に体得できるように、第19課「日本ノ國」

まで巧みに配列されている<sup>(36)</sup>。とくに第19課では、日本は「神の国」という、第四期までの教科書には載っていなかった文言が表れている。やや長いが、第五期を特徴づける重要な文言であるので、全文引用しておく<sup>(37)</sup>。

明カルイ タノシイ 春ガ 來マシタ。
日本ハ、春 夏 秋 冬ノ ナガメノ 美シイ 國デス。
山ヤ 川ヤ 海ノ キレイナ 國 デス。
コノ ヨイ 國ニ 私タチハ 生マレマシタ。
オトウサンモ、アカアサンモ、コノ 國ニ オ生マレニ ナリマシタ。
オデイサンモ、オバアサンモ、コノ 國ニ オ生マレニ ナリマシタ。
日本 ヨイ 國、
キヨイ 國。
世界ニ 一ツノ

日本 ヨイ 國、 強イ 國。 世界ニ カガヤク エライ 國。

神ノ國。

このような「神の国」の教えはさらに上級学年に進むにつれ、いっそう露骨になる。『初等科修身 一』(3年生用)では第1課は「み國のはじめ」と題がつけられ、イザナギ、イザナミの二神による国生み神話と天照大神が天皇の祖先であること、『初等科修身 二』(4年生用)では、第6課が「日本は神の國」と題されて北畠親房の『神皇正統記』が紹介され、「大日本は神の國である」、「天照大神の仰せにより、大神のお血すぢをおうけになつた天皇が、日本をお治めになり」、「臣民は、…… ひたすら、天皇の大みわざをおたすけ申しあげてまありました」(22~23ページ)と神国日本における臣民の役割が教えられるようになった。この課の最後では、「忠義をつくし、命をすてるのは臣民の道である」という親房の言葉が紹介され、「これは私たちの忘れてはならないことばであります」(24

ページ) と締めくくられている。さらに『初等科修身 三』(5年生用) に 進むと「忠義をつくし、命をすてる」例がいくつかあげられている。第2 課「佐久間艇長の遺書」(事故により再浮上のかなわなかった潜水艇の佐久間艇 長が立派に職務を果たし、遺言を残して海底に最期を遂げた逸話)、第8課「久 田船長 |、第9課「軍神のおもかげ」(橘陸軍中佐と加藤隼戦闘隊長の戦死)、 第15課「特別攻撃隊」(真珠湾攻撃の際に特殊潜航艇に乗り組んで戦死した九 軍神の話)(38)、第18課「飯沼飛行士」(1937年に東京・ロンドン間およそ15.000 キロを飛行した神風号の飛行士の5年後の戦死)、第19課「北満の露」(日露戦 争中にロシアに捕われ、従容として死についた二人の烈士)などがこれにあた る。久田船長だけは青函連絡船の船長という民間人であるが、他はみな 軍人である。いずれも「責任感の極致」、「盡忠報國」、「七生報國」の例 として、死をもって責任を果たし、お国のためにつくした偉大な人物と して、将来の皇国民たる子ども(=少国民)たちに教えられたのであった。 すでに『初等科修身 ─』(3年生用) の「にいさん」と題された第11課 では、戦地で左足に負傷して入院していたにいさんの武男が「もう一度、 戦地へ行ってはたらきたいと思ひます」と御奉公の心を吐露し、母親が、 「今度は、進(武男の弟―田村)や健ちゃん(武男と進のいとこ―同)が、兵 隊さんになる番ですね」と言うと「ぼくは、健ちゃんと顔を見合はせて、 思はずにっこりしました | (49~53ページ) という文章が盛り込まれ、少 国民もゆくゆくは「にっこり」として喜んで兵隊になるのだという意識 を自然に持つように仕向けられていた。さらに『初等科修身 四』(6年 生用)では、第8課が「國民皆兵」と題され、「大君の御楯として兵に召 されることを男子の本懐と | すること、「國防の目的を達成するためには、 …… 國の全力をあげて事にあたる国家總動員といふことが、いちばん大 切であります」、「日本男子たる者は、…… 陸海軍にはいつて、名譽ある つとめを果たすことができるやうにこころがけなければなりません | (48 ~52ページ)と説かれてもいる。忠孝の道を説くことは、先に見たように、 第四期まで「修身」の教科書の常であったとはいえ、たかだか小学生に 対して将来は兵士になって死をもって国家に報いよ、と説くのは明らか に異常である。教育の根本は、ひとりの独立した人間として社会の中で 生きていく道を教えることにあるはずだが、この時期の教育は国家のた めに死ぬことを、日本人の至高の道徳として小学生に教えたのである。 まさに狂気の時代であった。

では、何のために忠義をつくして命をすてるのであろうか。その目的 が「皇国の使命」なのであった<sup>(39)</sup>。第五期の『**初等科修身 四**』(6年生用) では、第四期までの教科書に比べると「皇国の使命」を強調する教材が 目立つ。「皇国の使命」とは「八紘一字」の精神の顕現、すなわち侵略戦 争の完遂である。高学年になると、低学年ですでに記述された皇国観念 (日本は「神の国」)を土台に、そこから発する「皇国の使命」を集中的に 児童に注入する教材が多い。4年生では、第8課に「日本は海の國」(「へ さきに菊の御紋章を仰ぐ帝國軍艦はみ國のまもりもかたく、太平洋から印度洋に かけて、その威力を張つてゐます」『初等科修身 二』33ページ)、第20課「大 陸と私たち | (「私たちのおとうさんや、にいさんは、大陸から南方へかけて出か け、命がけの働きをしてゐます | 『同』93ページ)、5年生では、第1課「大日 本」(「昭和の大御代となつて、今や、大陸から南方へかけて東亞の民族や國々は、 わが大日本を中心として一體となり、またひろく世界の人々もやうやく目ざめて、 第17課「よもの海」(「大東亞戰争は、…… 大日本の眞意を解しようとしない ものをこらしめて、東亞の安定を求め、世界の平和をはからうとするものであり ます | 『同』100ページ)、第20課「昔から今まで | (「今、日本はアメリカやイ ギリス、そのほかの國々を相手として、戰争をしてゐます。…… 皇國の臣民は、 一すぢに大御心を奉體し、君のため國のためにつくさうと、かたく決心したので あります|『同|122ページ)などを、現下のアジア・太平洋戦争を正当化し、 将来の兵士としてこれに参加することを少国民の責務とすることを説い た教材としてあげることができる。6年生の最後の課は、第20課「新し い世界 | と題されて、「日本人は御稜威(みいつ)をかしこみ仰ぎ、世界 にほんたうの平和をもたらさうとして、大東亞建設の先頭に立ち續ける のであります |、「身命をなげうつて、皇國のために奮鬪努力しようとす るこのををしさこそ、いちばん大切なものであります」、「今、はつきりと私たちの果さなければならない使命についてわきまへ、それを果すことのできる日本人となるやうつとめませう」『初等科修身 四』120~123ページ)と少国民の決意を促している。

第四期までは、6年生の修身教科書においては、先述のように最後の3課が教育勅語の原文と解説にあてられていたのであるが、第五期の国民学校時代になると、「教育勅語」は6年生の第1課「大御心の奉體」で勅語の原文とその意味とが簡単に説明されているだけである。一見すると勅語の取り扱いが後退したかのようにみえるが、勅語は、教師と生徒がともに仰ぎ、ともに奉体すべき対象であって、ひたすら暗誦し信条として体に刷り込むべきもので、教えの対象となる教材ではなかったのである(40)。これもまた「頭で考えるな、体でおぼえろ」に通じる指導だったのであろう。その代わりに、第五期の教科書においては、「教育勅語」の奉体はもはや当然のこととなり、さらに進んで、アジア・太平洋戦争の正当性の説明とそれへの積極的参加が日本国民の使命であると繰り返し強調され、6年生の最後の課がその総仕上げだったのである。まさに、「肇国の精神」と「八紘一宇」の具現化が、修身の教科書においてはできる限り強調されたのであった。

### (B) 「国史」の教科書について

では、国史の教科書はどうだったのだろうか。「国民学校令施行規則」で国史教育は以下のように規定されていた。

「第五條 國民科國史ハ我ガ國ノ歴史ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ皇國ノ歴史 的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ肇國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歴代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事 蹟、擧國奉公ノ史實等ニ卽シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ

(高等科二於テハ — 略 — )

國史ノ時代的様相ニ留意シテー貫セル肇國ノ精神ヲ具體的ニ感得把握セシムベシ

郷土ニ關係深キ史實ハ國史トノ關聯ニ留意シテ授クベシ

年表、時代表、地圖、標本、繪畫、映畫等ヲ利用シテ具體的直觀的ニ習得 セシムベシ」

まずもって国史教育においては、「皇国の歴史的使命」を「自覚させること」がうたわれており、これはすなわち現下のアジアにおける戦争に勝利し、東亜における新秩序の樹立を自覚させることであった。そして中心は肇国の精神、無窮なる皇室、歴代天皇の業績、偉人の働き、挙国奉公による「皇国発展の跡」の学習であった。こうした「皇国の発展」が、アジアの戦争、予想される米英との戦争に勝利して、近い将来、わが国にもたらされるはずなのだ、という確信を児童に「習得せしむ」ことが国史教育に求められていたといえよう。では、このことは第六期の教科書にどのように反映されていたのであろうか。

「I はじめに」で述べたように、国民学校の国史の教科書は、当初、 第四期を部分的に改訂したもの、すなわち『小學國史』(上・下巻)を使 用しており(これが第五期にあたる)、1943(昭和18)年になってはじめて 国民学校用の教科書が編纂された。通常これを第六期と数える。そこで 本稿では、国民学校以前の第四期『尋常小學國史』、国民学校開設時の第 五期『小學國史』、国民学校用に編纂された第六期『初等科國史』を比べ てその特徴を論じることにしたい。なお、紙幅の関係があるので、神話 教育や神の国と密接な関係の多い上巻を中心に比較の対象とし、必要に 応じて下巻について考察することとする。

まず、これら三冊の、おのおのについて目録(目次)を比べてみよう (表4参照)。

一見して明らかなように、第四期と第五期の目録(目次)はよく似ている。第五期では、上・下巻とも目録の次のページに神勅を掲げているのが目立つ程度である。この神勅は第五期教科書の本文の中にももう一度原文が引用されており(4~5ページ)、国体の始まりを児童に強く印象を与える効果が施されている。第四期教科書においては、神勅の訳文のみが載せられており、頭註に「神勅をおくだしになつた」とあるだけで原文は引用されていない。本文の記述も第四期と第五期では表現に若干の

表 4

第四期「	尋常小學國史』上巻	第五期	『小學國史』上巻	第2	六期『初等科國史』上	
目 録 目 録		神勅				
御歷代表		神 勅	刺 勅		御歴代表	
		御歴代表	御歴代表		目 録	
第二	神武天皇	第一	天照大神	第一	神國	
第三	日本武尊	第二	神武天皇	_	高千穂の峰	
第四	神功皇后	第三	日本武尊	=	橿原の宮居	
第五	仁徳天皇	第四	神功皇后	三	五十鈴川	
第六	聖徳太子	第五	仁徳天皇			
第七	天智天皇と藤原鎌足	第六	聖徳太子	第二	大和の國原	
第八	天智天皇と藤原鎌足	第七	大化の改新	_	かまどの煙	
	(つづき)	第八	聖武天皇	=	法隆寺	
第九	聖武天皇	第九	和氣淸麻呂	三	大化のまつりごと	
第十	和氣淸麻呂	第十	桓武天皇			
第十一	桓武天皇	第十一	最澄と空海	第三	奈良の都	
第十二	最澄と空海	第十二	菅原道眞	_	都大路と國分寺	
第十三	菅原道眞	第十三	藤原氏の榮華	=	遣唐使と防人	
第十四	藤原氏の専横	第十四	御三條天皇			
第十五	御三條天皇	第十五	源義家	第四	京都と地方	
第十六	源義家	第十六	平氏の勃興	_	平安京	
第十七	平氏の勃興	第十七	平重盛	=	太宰府	
第十八	平重盛	第十八	源氏の再興	三	鳳凰堂	
第十九	武家政治の起	第十九	武家政治の起			
第二十	後鳥羽上皇	第二十	後鳥羽上皇	第五	鎌倉武士	
第二十一	北条時宗	第二十一	北條時宗	_	源氏と平家	
第二十二	後醍醐天皇	第二十二	後醍醐天皇		富士の巻狩	
第二十三	楠木正成	第二十三	楠木正成	三	神風	
第二十四	新田義貞	第二十四	新田義貞			
第二十五	北畠親房と楠木正行	第二十五	北畠親房と楠木正行	第六	吉野山	
第二十六	菊池武光	第二十六	菊池武光	_	建武のまつりごと	
第二十七	足利氏の僭上	第二十七	足利氏の僭上	=	大義の光	
第二十八	足利氏の衰微	第二十八	足利氏の衰微			
第二十九	北條氏康	第二十九	戰國の諸雄	第七	八重の潮路	
第三十	上杉謙信と武田信玄	第三十	後奈良天皇	_	金閣と銀閣	
第三十一	毛利元就			=	八幡船と南蠻船	
第三十二	後奈良天皇	國名・府県	<b> 聚名對照地圖</b>	三	國民のめざめ	
年 表		年 表		年	表	

違いはあるが、その本旨はほとんど変わっていない<sup>(41)</sup>。以下、第六期 『初等科國史』の特徴を概括的に述べつつ、実際の文章を比較検討してみ よう。

特徴の第一は、第四期、第五期の目録では多くが神名や人名になって いるけれども、第六期の目録にはいっさい神々の名前や人物名は載せら

れていないことである。むしろ第六期『初等科國史』では、神代の時代 は例外としても、「奈良の都」、「平安京」、「鎌倉武士」などの文言が用い られ、奈良時代、平安時代、鎌倉時代といった現在の時代区分に近い表 題がつけられているように見える。しかし、本文を読むと、この第六期 の教科書には、奈良時代をはじめ現在のわれわれに親しい時代区分はな されておらず、○○時代という言葉はひとつも採用されていない(42)。こ のことから、和歌森民男は、鎌倉時代、室町時代、江戸時代を奈良時代 などと同列に置く時代区分法は、いわゆる武家の世を認めることになる が、国民学校令施行規則第五条では、「一貫セル肇國ノ精神」を教えるこ ととされており、歴史的、政治的、社会的、経済的なあり方の異なる各 時代について教えることが窮極の目的とはなっていないので、時代を定 義するような叙述が教科書の記述からは消えているのは当然である、と 説いている(43)。つまり天皇親政時代であろうが、武家政権時代であろう が、日本は神の国で、天皇家の尊さを称え、天皇に忠義をつくした事例 が書かれてさえいればよかったのである。さらに、第六期の目録がそれ までとちがって人名中心でないことについて、皇国思想においては天皇 と臣民とは截然と区別されていなければならない、それゆえ臣下の分際 であるものを目録においても天皇と同列に扱うのはよろしくないので、 人名中心の目録とはしなかったとされている(44)。このことは、国民学校 の教科名を決める際に、当初は「国民科」の代わりに「皇民科」とする **案もあったが、「皇」の字を教科名に用いるのは恐れ多い、ということで** 「国民科」に決定された(45)、という事象を思い起こさせる。しかしながら、 第六期教科書本文の記述は人物史中心であった。第五期までと同じよう に、人物中心の記述を施すことで、児童に歴史的な興味と関心をもたせ るように企図されていたのである。

第二の特徴は、文体の変化である。すなわち第五期までの教科書は「~である」調だったが、第六期になると突然「~です・ます」調に変わり、しかも全体に美文調になっていることである。これは物語の文章に近付けて児童の感性により強く訴えかけ、史的感動を児童に起こさせる

ように仕向けていたからであると考えられている(46)。とくに上巻は国史物語の色彩を強く示し、史的感動を起こさせるような編集がされたため、これまでの歴史教科書の堅い表現を改めて、文学的な装いをこらした読み物表現としたと言われている(47)。

まず、「第一 神國 一 高千穂の峯」の冒頭を見てみよう。この教科 書の第一行の筆起こし部分である。

「大内山の松のみどりは、大御代の御榮えをことほぎ、五十鈴川の清らかな 流れは、日本の古い姿をそのままに傳へてゐます。

遠い遠い神代の昔、伊弉諾尊・伊弉冉尊は、山川の眺めも美しい八つの島をお生みになりました。これを大八洲といひます。<u>島々は黒潮たぎる大海原に、浮域のやうに並んでいました</u>。つづいて多くの神々をお生みになりました。最後に、天照大神が、天下の君としてお生まれになり、日本の國の基をおさだめになりました。」(第六期『初等科國史』上 1ページ 下線部筆者。以下同じ)

つづいて、「二 橿原の宮居」では、つぎのような文章となる。これを 第五期の『小學國史』の当該部分と較べてみる。

「日向御三代ののちは、神武天皇の御代であります。<u>雲間にそびえる高千穂</u>の峯から、お惠みの風が吹きおろして、筑紫の民草はよくなつきました。ただ、遠くはなれた東の方には、まだまだお惠みを知らないわるものがゐて、勢を張り、人々を苦しめてゐました。」(第六期『初等科國史』上 7ページ)「瓊瓊杵尊から神武天皇にいたるまでは、御代々々日向においでになつて、わが國をお治めになつた。けれども東の方には、まだわるものが大勢ゐて、あたりをさわがせてゐた。」(第五期『小學國史』上 7~8ページ)

以下、神武東征の話がつづき、長髓彦らの「わるもの」を平らげたあ と、橿原の宮における即位の話がつづく。

「…… かねて、天皇に従ひたてまつることを、すすめてゐた瓊速日命は、 つひに長髓彦を斬つて降參しました。大和地方はすつかりをさまつて、<u>香</u> 久・畝傍・耳成の三山が、かすみの中に、ぽつかりと浮かんで見えます。民 草は、よみがへつたやうに、田や畠でせつせと働いてゐます。やがて天皇は 畝傍山のふもと、橿原に都をおさだめになり、<u>この都を中心にして大神の御心をひろめようと思し召し</u>、かしこくも「八紘を掩ひて宇と為む」と仰せに なりました。さうして、この橿原の宮居で、即位の禮を<u>おごそかにおあげになって、第一代の天皇の御位におつきになりました</u>。この年が、わが國の紀元元年であります。」(第六期『初等科國史』上 11~12ページ)

「長髓彦はまもなく殺され、大和地方は全くしづまつた。天皇は皇居を畝傍山の東南、橿原にお建てになり、はじめて御卽位の禮をお舉げになつた。この年がわが國の紀元元年である。さうして、二月十一日の紀元節は、このお祝ひをするめでたい日である。」(第五期『小學國史』上 10~11ページ)

以上のように、「一 神國」の冒頭における美文調の出だしや第六期と 第五期の教科書の同じ内容の部分を読み較べてみると、第六期教科書の、 とくに下線部を施したところが物語的、叙情的であることがわかる。

元寇の記述では、文体の変化はさらに著しい。第六期では「第五 鎌 倉武士 三 神風」の項に、以下のように記載されている。第四期、第 五期と較べてみよう。

「大日本は神國であります。風はふたたび吹きすさび、さか巻く波は數千の 敵艦をもみにもんで、かたはしから撃ちくだき、くつがへしました。」(第六 期『初等科國史』上 111ページ)

「その時、にはかに神風が吹きおこつて、敵艦の大部分は沈没し、溺れて死ぬものは敷へきれないくらゐであつた。」(第四期『尋常小學國史』上巻118ページ)

「するとにはかに神風が吹きおこつて、敵船の大部分は沈没し、溺れて死ぬものは敷へきれないくらゐであつた。」(第五期『小學國史』上巻 107~108ページ)

第六期では、第四期および第五期の淡々とした表記とは異なって、大 日本は神国であると強調され、戦いを眼下に見ているような物語風な描 写がほどこされていることを確認しうる。

第三の特徴は、第六期の『初等科國史』(上) には、大東亜共栄圏の設

立とアジア・太平洋戦争の鼓吹を彷彿とさせる叙述があちこちに見られることである。先ず古代史においては、「第三 奈良の都 二 遺唐使と防人」という節で、東亜の交通が開け日本が東亜の諸国と堂々と交わりをしていたこと、定期的に遺唐使が派遣され、使節たちは唐でまことにりっぱにふるまったこと、満州に興った渤海国王から「わが國がらをしたつて」国書と貢ぎ物がもたらされたことなどが叙述され、「このやうに、奈良の御代御代には、東亞の國々がしたしく交わって、共榮の喜びを分かつてゐました」(56ページ)と、結ばれている。これなどはまさしく大東亜共栄圏を意識した文章であろう。さらにつづく箇所では、「喜び勇んで」国防の任務につく防人が取り上げられる。

「筑紫の防備に當たる<u>兵卒の防人にも、</u>忠義の心は滿ちあふれてゐました。 かれらは生まれ故郷の東國から、父母に別れ妻や子を置いて、はるばる筑紫 へくだつて行きました。<u>二度と歸らぬ覺悟をきめ、大君のために、喜び勇ん</u> で旅立つたかれらは、來る日も來る日も筑紫の海を見つめて、少しのゆだん も見せなかつたのでした。」(第六期『初等科國史』上 57~58ページ)

この文章は、明らかに、国民学校児童の家族・親族や知人がアジア・ 太平洋戦争に徴兵されている当時の現実をふまえた叙述であろう。徴兵 される人々は「二度と帰らぬ覚悟を決め」て出征しなければならないこ とを、自然に理解させ、納得させることを意図した文章といえよう。ち なみに第四期、第五期の国史教科書には、遣唐使や防人に関する記述は いっさい見られない。

さらに、先に見た元寇に関する部分にも、以下のような記述が見られる。

「思へば元寇は、國初以來最大の國難であり、前後三十餘年にわたる長期の 戰でありました。かうした大難を、よく乘り越えることのできたのは、<u>ひと</u> <u>へに、神國の然らしめたところであります。</u>時宗の勇氣は、よくその重い務 めにたへ、武士の勇武は、みごとに大敵をくじき、<u>民草もまた分に應じて國</u> のために働きました。まつたく國中が一體となつて、この國難に當たり、こ <u>れに打ちかつたのです</u>が、それといふのも、すべて御稜威にほかならないのであり、<u>神のまもりも、かうした上下一體の</u>國がらなればこそ、くしくも現れるのであります。

神のまもりをまのあたりに拜して、國民は、今さらのやうに、國がらの尊さを深く心に刻みつけました。また、世界最強の國を撃ち退けて、國民の意氣は急に高まり、海外へのびようとする心も、しだいに盛んになつて行きました。」(第六期『初等科國史』上 112~113ページ)

この記述は、アジア・太平洋戦争完遂を鼓舞しているといってよい。とくに下線部分に見られるように日本は神国であり、上下心をひとつにして国難にあたったがゆえに勝利を収めたことが強調され、さらに「世界最強の國」を撃ち退け、海外雄飛の心も盛んになった、という叙述は当時の戦争を背景にした文章としか読み取れない。第五期『小學國史』の同じ部分では、国民一体となって事に当たったことは強調されているけれども、つぎに見られるように、これほどあからさまな記述ではない。

「元寇は、實にわが國はじまつて以來の大難であつた。……時宗は非常の決心で事に處した。國民はすべて一體となつて奮ひたつた。天照大神のお助と、上下一心、長期にわたつてよくこの強敵に當たつたのとで、つひにこれを追ひはらつてわが國土を守ることができた。」(第五期『小學國史』上巻 108ページ)

最後に第四期から第六期にかけての、三種の国史教科書の下巻における最終章の記述を比較しておこう。全体的に慈愛あふれるありがたい天皇をいだいている日本国民は、忠君愛国および忠孝の精神をもって天皇にお仕えするべきことを強制するとはいえ、時局柄、そのニュアンスは大いに異なっている。

(a) 第五十四 國民の覚悟 「(國民世々の忠誠) わが國民は、かやうな 御歴代の御盛徳をあふいで、世々忠實に朝廷にお仕へ申し、一身一家をすて て國家の為に盡くした。…… 維新以來、明治天皇は、日夜、國運の進步にひ とかたならず大御心をかけさせられた。さうして、大正天皇、今上天皇陛下 の御稜威によつて、今や、國運はいよいよ進み、わが國は、東洋の平和をひ

<u>とりで引き受け、英・米</u>兩國とならんで、世界中の最も大事な地位を占めた のである。

(國民の覺悟) されば、われら國民は、よくわが國體の尊さを辨へて、朝廷に 忠誠をお盡くし申し、すぐれた人々にならつて修養をつみ、りつばな國民と ならねばならぬ。それとともに、今まで國運が開けてきたわけをよくふり返 つて見て、それぞれ自分の業にはげみ、一致共同してますます國家の富強を はかり、その上で、進んで世界の平和にも力を入れて、光榮なわが國史にい つそう光輝を増すやうにつとむべきである。尋常小學國史 下巻 終」(第四 期『尋常小學國史』下巻 182~184ページ)

- (b) 第五十 國民の覚悟 「(國民世々の忠誠) かくのごとき御盛徳の下に、わが國民は、天皇を現御神とも國の御親ともあふいで、身命をさ、げて世々忠誠をはげんで來た。…… 明治天皇は、これをお受けつぎになつて、維新の大業をなしとげ給ひ、政治・經濟・文化・國防その他、各般の改新、充實をはかり、國威を世界にかゞやかし給うた。大正天皇・今上天皇の御稜威の下に、國運はいよいよ進展し、今やわが國は、大東亞の新たなる秩序の建設に邁進して、世界平和のために、重大な使命を儋ふやうになつたのである。
- (國民の覺悟) さればわれら國民は、世界に比なきわが國體の尊さを辨へ、忠誠なる祖先にもまさるりつぱな日本臣民となり、それぞれ自分の業にはげみ、億兆心を一にして、皇運の隆昌を扶翼し奉り、國史にいつそう光輝をそへなければならない。」(第五期『小學國史』下巻 178~181ページ)
- (c) 第十五 昭和の大御代 三 大御代の御祭え 「お惠みのもと、世々の國民は、天皇を現御神とあがめ、國の御親とおしたひ申しあげて、忠誠をはげんで來ました。…… 明治の維新のやうに、内外多事の際には、勤皇の人々が續々現れて、大御業をおたすけ申しあげました。從つて、わが國では、一見世の中が亂れたやうな場合でも、決して國の基を動かすやうなことはありません。 かうしたことは、わが國だけに見られることで、すべては御稜威のかがやきであり、尊い國がらの現れであります。
- …… 四百年ばかり前から、まづポルトガル・イスパニヤが、ついでオランダ・イギリス・ロシヤが、最後にアメリカ合衆國が、盛んに東亞をむしばみました。わが國は、いち早くその野心を見抜いて、國の守りを固くし、東亞の國々をはげまして、歐米勢力の驅逐につとめて來ました。<u>さうして、今や</u>その大業を完成するために、あらゆる困難をしのいで、大東亞戰争を行つて

<u>あるのです。皇國の興隆、東亞の安定は、この一戰とともに開けてゆくので</u>あります。

昭和十四年五月二十二日、かしこくも天皇陛下は、全國青少年學徒の代表 を、宮城前で御親閲になり、特に勅語をたまはつて、日本の將来をになふ、 りつぱな人物になるやうにと、おさとしになりました。……

私たちは、楠木正成が櫻井の里で、正行をさとしたことばを、よくおぼえてゐます。

「獅子は子を産み、三日にして、敷千丈の谷に投ず。その子、まことに獅子の氣性あれば、はね返りて死せずといへり。汝すでに十歳に餘りぬ。一言耳にとどまらば、わが教へにたがふことなかれ。今度の合戰、天下の安否と思へば、今生にて汝が顔を見んこと、これを限りと思ふなり。…… <u>敵寄せ來た</u>らば、命にかけて忠を全うすべし。これぞ汝が第一の孝行なる。」

私たちは、一生けんめいに勉強して、<u>正行のやうな、りつぱな臣民となり、</u> 天皇陛下の御ために、おつくし申しあげなければなりません。」(第六期『初 等科國史』下 184~189ページ)

以上の三期にわたる教科書を比較してみると、その違いが明瞭にわかる。第四期『尋常小學國史』(a) では、下線部に示したように、日本が英米両国とならんで東洋で大国となったことが強調され、国民が一致団結してその地位を守り抜かねばならないと説いているだけである。これが第五期『小學國史』(b) になると、点線を施した部分に明らかなように、天皇を現御神と仰ぐこと、日本が大東亜新秩序建設のための大きな責任を負ったことが強調されるようになる。ついで第六期『初等科國史』(c) になると、点線と二重線部分に見られるように、天皇が現御神であることは第五期教科書と同じであるが、多事多難の時には「勤皇の人々」が現れて忠誠をつくしたこと、そしてそのようなことが見られるのは日本だけであって、これこそが尊い国柄を表していることが強調されるようになり、つづいて、「欧米勢力を駆逐」するという現下の「大東亜戦争」の意義が説かれる。

このあとが、第五期(b) とは大きく違っている。第五期(b) では、東 亜新秩序建設の重大なる使命を述べた後に、「国民の覚悟」の部分で、 「立派な臣民となり …… 自分の業を守り」、臣民が心をひとつにして「皇 運の降昌を扶翼し、国史にいっそう光輝を添えなければならないと説く。 すなわち、国民は各々その業務に励み、一致団結して皇運をお助けして、 国史に光輝を添えよ、と抽象的、一般的に要求されているだけである。 しかしながら、第六期(c) では、「大東亜戦争」の意義が述べられたあと に、「青少年学徒に賜りたる勅語」が渙発されたことを記し、楠木正成が わが子正行に「…… 敵寄せ来たらば、命にかけて忠を全うすべし。これ ぞ汝が第一の孝行なる」と諭した逸話も挿入されて、国民学校児童も 「正行のような、りっぱな臣民となり、天皇陛下の御ために、おつくし申 しあげなければなりません」と結ばれている。この勅語では、「国家隆昌 の任は……青少年学徒の双肩にあしることが説かれており(48)、また正成、 正行らの活躍した建武の新政については、『初等科國史』(上)「第六 吉 野山」で、正成、正行が忠をつくして壮烈な最期を遂げたことが詳述さ れている。したがって、この「国民の覚悟」の結びは、目下の「大東亜 戦争」に勝利するために、国民学校児童に生命をなげうって、すなわち 死を以て忠をつくす覚悟を強いたものだったといえよう。

このことは、国史の教科書だけではなく、第五期 (1941~1945年) の国語の教科書と合わせて読むとよりいっそうはっきりとする。例を一つだけあげておく。『初等科國語 二』(3年生用) の第二十一課「三勇士」(49) は当時人口に膾炙されたいわゆる爆弾三勇士に題材をとっている。これは1932 (昭和7) 年の上海事変のおり、敵陣にめぐらされた鉄条網を破壊するために火縄にあらかじめ点火した破壊筒をかかえて突進し自爆した3名の工兵の逸話である。この課の最後の文章は、

#### 「天皇陛下萬歳。」

作江 (工兵の一人―田村) はかういって、靜かに目をつぶりました。

と結ばれており、お国のために使命を果たして立派に死んでいく兵士がいまわの際に「天皇陛下万歳」と叫んだという軍国美談になっている<sup>(50)</sup>。まさしく少国民に戦争で死ぬことを強要しているとしか思えない教材で

ある。国史のみならずこの期の国語や唱歌(51) もアジア・太平洋戦争を担う戦士を仕立てあげるための教科にほかならなかったのである。

しかしながら、児童も如上のような神がかりかつ軍国主義的な歴史の教えに対して疑念をいだいたこともあった。とりわけ神話に関して釈然としない思いをいだいた児童もいたことを唐澤富太郎は伝えている。しかし、こうした生徒のきわめて正当な疑念は、教師による暴力によって圧殺された。茨城県のある国民学校では、天孫降臨の掛図を見て、「先生、そんなのうそだっペ」といった児童を、茨城師範学校(現茨城大学教育学部)出身の教師が怒り、教員室でこの児童の頭を木刀で強打したという(52)。教育は自立した一個の人間の育成を目指すことを目的としなければならないが、この時代においては、天皇・国家に忠義をつくして死ぬ人間をつくること、そしてそのことをありがたいと思う人間をつくることが目的だったのである。これは教育の荒廃の極致である。われわれはこのことをよく肝に銘じておかなければならない。

(次号につづく)

(注)

#### I はじめに

- (1) 2013年11月16日付の朝日新聞(朝刊)の第一面トップは「教科書に政府見解記載 文 科省、検定基準改定へ」と題された記事で、これによると、文科省は小中高の教科書の検定 基準を、学説が未確定な事項や特定の事柄を特に強調する記述があった場合、バランスの取れたものにする、政府見解や確定判例がある場合の対応を規定する、来年度の中学教科書の検定までに改定する意向である、とのことである。第2面の記事では、市民グループ「子どもと教科書全国ネット」の俵義文事務局長の談話として、国が教科書の内容を統制しようとしており、国定教科書化につながりかねない危険な動きであると報道されている。
- (2) 自民党ホームページ「教育再生実行本部」の政策。このほか佐藤学・勝野正章『安倍政権で教育はどう変わるか』岩波ブックレット、2013年、2-3ページ。
- (3) 自民党「教育再生実行本部」第一次提言 2013年4月。齋藤貴男『安倍改憲政権の正体』 岩波ブックレット、2013年、36-37ページ。
- (4) 「実行本部」第一次提言(自民党 HP)。
- (5) 「実行本部」中間とりまとめ(自民党 HP)、3ページ。
- (6) 「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」(「小学校令中改正」 1903 (明治36) 年)、中村紀久二「I 国定教科書の歴史」(『復刻国定教科書(国民学校期) 解説』ほるぷ出版、1981年、所収。以下、『復刻国定教科書』ほるぷ出版と略記)、3ページ。 唐澤富太郎『教科書の歴史』創文社、1956年(1968年)、(以下、唐澤『教科書の歴史』と 略記)、146ページ以下。なお以下の本稿の記述は同書、191ページ以下によった。
- (7) 家永三郎「3 国史――所収教科書の解説 | (『復刻国定教科書』ほるぶ出版、所収) 113

- ページ。松島栄一「歴史教育の歴史」(岩波講座 『日本歴史 22』別巻1 1963年、所収) 265ページおよび注40。表2は、中村(注6)、家永、松島の表を参考にして筆者が作成した。
- (8) 井上赳『国定教科書編集二十五年』、武蔵野書院、1984年(以下、井上『編集二十五年』 と略記) の巻末年譜による。高木については、同書88ページ参照。なお、この書物は井上 赳「国語教育の回顧と展望(二)」(『国語教育講座 国語教育問題史』刀江書院、1951年、 所収)という回顧の文章を「読本編集三十年」と改題して、そのまま載せている。
- (9) 中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波新書、1988年(以下、中内『軍国美談』と略記)、9-17ページ。
- (10) 唐澤『教科書の歴史』、1ページ。
- (11) 本来は、それらの教科書を用いて、どのような授業が教室で展開されていたのかまで明らかにしなければならないが、授業そのものは形をとどめないので、検証の対象にはしにくいところがある。当時の教育の実態は、国民学校の生徒や教員であった人々の体験記による以外にない。本稿においても適宜それらを参考にしていきたい。山中恒『ボクラ少国民』(全五部および同補巻、辺境社/勁草書房、1974~順次刊行)の特に第二部『御民ワレ ボクラ少国民第二部』、1975年(以下、山中『御民ワレ』と略記)や山中恒『ボクラ少国民の作り方 戦争のための愛国心』辺境社/勁草書房、2004年(以下、山中『少国民の作り方』と略記)などを参照のこと。
- (12) 本稿は、敬愛大学国際学部こども学科における2013年度前期の「社会」(2単位、小学校教員免許状取得のための必修科目)で1年生に対して行った授業の内容を発展させたものである。

#### Ⅱ 「教育勅語」体制下の教育

- (13) 副田義也『教育勅語の社会史――ナショナリズムの創出と挫折』(以下、副田『勅語の社会史』) 有信堂高文社、1997年、11ページ以下。189ページ以下。
- (14) 「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲーニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精 華ニシテ教育ノ淵源亦管ニ此ニ存ス|
- (15) 副田『勅語の社会史』(注13)、68-73ページ。
- (16) 「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學 ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國 法ニ遵ヒ―旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」
- (17) 教育基本法制定に大きな役割を果たした田中耕太郎文相が勅語の支持者であったことを副田義也が記している(『教育基本法の社会史』(以下、副田『基本法の社会史』)有信堂高文社、2012年、183ページ)。このほか、副田は同書264ページで、田中角栄、福田赳夫が首相時代に勅語を礼賛したことをあげている(鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』勁草書房、1998年、640ページ以下に両首相の国会答弁が収録されている)。
- (18) 副田『勅語の社会史』(注13)、234ページ以下。
- (19) 国定第三期教科書 『尋常小學修身書 児童用』巻一 大正七年刊 (大空社 復刻版) 10ページ 第十七課チユウギ「キグチコヘイ ハ テキ ノ タマ ニ アタリマシタ ガ、シンデモ ラッパ ヲ クチ カラ ハナシマセンデシタ」。実際には、このラッパ手は白神源次郎という人物であったようだ。木口小平の逸話が作られていった過程に関しては、西川宏『ラッパ手の最後』青木書店、1984年、中内敏夫『軍国美談』(注9)、97-100ページ、126-131ページ。中村紀久二『復刻 国定修身教科書 解説』大空社、1990年、123-125ページを参照のこと。
- (20) 国定第三期 大正12年1月6日文部省検査済『尋常小學修身書 児童用』巻六、77ページ。
- (21) 「小学校祝日大祭日儀式規程 明治二十四年六月十七日 文部省令第四号」(佐藤秀夫編

- 『続・現代史資料 8 教育 御真影と教育勅語 I』みすず書房、1994年 67-68ページ、 所収)。副田『勅語の社会史』(注13)、191ページ以下。
- (22) 以下、国民学校令および国民学校令施行規則は、荒木茂久二、熊埜御堂定『國民學校令 正義』目黒書店、1941年の附録を参照した。
- (23) 「総力戦」という考えは第一次大戦中のヨーロッパで生み出された。その日本への導入 については、小林英夫『帝国日本と総力戦体制』有志舎、2004年、100-107ページを参照の こと。
- (24) 注(16) に掲げた部分。寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育――皇国民「錬成」の理念と実践』(以下 寺崎『総力戦体制と教育』) 東京大学出版会、1987年、391-392ページ。戸田金ー『昭和戦争期の国民学校』(以下 戸田『国民学校』) 吉川弘文館、1993年 54-56ページ。
- (25) 戸田『国民学校』(注24)、26ページ。
- (26) 寺崎『総力戦体制と教育』(注24)「序章 総力戦と錬成」(1-22ページ)を参照のこと。
- (27) 『國體の本義』は、文部省が多くの学者を集めて編纂、刊行して、各学校に配布した。のち一般にも売り出された。筆者の手元にあるものは1939(昭和14)年1月6日の第3刷で奥付には初刷20万部、再刷8万部と記されている。定価は35銭である。なお、中村紀久二『復刻 国定修身教科書 解説』(大空社 1990年)94ページによれば、発行以来6年間で220万部以上が印刷され、全国の学校・官庁・社会教育団体などに配布されたという。入江曜子は、最終的に103万部と記す(入江曜子『日本が「神の国」だった時代――国民学校の教科書を読む』岩波新書、2001年、16ページ)。
- (28) 山中恒『教えの庭に ボクラ少国民 外伝』(以下 山中『教えの庭に』) 辺境社/勁草書房、1995年、89ページ。
- (29) 文部省「国民学校教則案説明要領(改訂草案)」第一章第二 国民学校教育の本旨 二 を参照(寺崎『総力戦体制と教育』392ページ)。
- (30) 山中『教えの庭に』(注28) 79ページ。
- (31) 文部省『学制百年史』、1972年、574-577ページ。戸田『国民学校』、22ページ。
- (32) 山住正己による文部省『国民学校教科書編纂趣旨解説』、1941年、日本放送協会の引用から。山住正己「II 国民学校の成立と教科書」(『復刻国定教科書』ほるぶ出版、所収。以下、山住「国民学校成立と教科書」と略記)、61-62ページ。
- (33) 井上『編集二十五年』(注8)、110ページ。ただし、井上自身は戦前の国定教科書編纂の中枢に位置した人物である。彼の批判は戦後に書かれたものなので、多少割り引いて評価する必要があるかもしれない。
- (34) 井上赳は、編集方針が出来上がると陸軍の教育総監部から、数百項目にわたる教材細目を整然と書き並べた表が移牒されてきたこと、さらにこれらの要求を井上自身が「技術上到底実現し得る見込なし」として送り返したことを記している。こののち、高橋湯之介少佐をはじめ総監部付の佐官数名が文部省嘱託という資格で図書局につめることになり、共同で編纂にあたったが、結局のところ総監部からの将校も最終的には図書局の意向をかなり容認したことを記している。 井上『編集二十五年』(注8)、111-114ページ。なお、井上の筆によるこの部分は、唐澤『教科書の歴史』(注6)、481-484ページにそのまま引用されている。このほか、山中『御民ワレ』(注11)、244ページ以下、山中『少国民の作り方』(注11)、121ページ以下。なお、総監部からの要望書の写しは、山住「国民学校の成立と教科書」(注32)、69-72ページにその一部が、石川準吉『総合国策と教育改革案』清水書院、1962年、1507-1529ページにそのすべてが収録されている。これらを見ると軍の要望はあらゆる教科・科目の分野にわたっており、実に細かい。
- (35) 「テンノウヘイカ クヮウゴウヘイカノ オシャシンニ ムカッテ、サイケイレイヲシマシタ。「君が代」ヲ ウタヒマシタ。カウチャウ先生が、チョクゴヲ オヨミニ ナリ

- マシタ。私タチハ、ホンタウニ アリガタイト 思ヒマシタ」(『ヨイコドモ 下』4-5ページ)。なお、第五期の修身教科書は、『復刻 国定修身教科書 第五期』大空社、1990年によった。
- (36) 「天皇陛下ノ オヲサメニナル ワガ 日本ハ、世界中デ 一番 リッパナ 國 デス。 天皇陛下ヲ イタダイテ ヰル 日本國民ハ、ホンタウニ シアハセ デス」(17課、48-49ページ)。「ダイーダイノ 天皇ヲ、ジンム天皇ト 申シアゲマス」(以下、神武東征の逸 話が続く。18課、50-53ページ)。
- (37) 『ヨイコドモ 下』19課 55ページ。唐澤富太郎は、「その神国観念を児童の感情に訴えながら同時に論理的にこれを与えようと意図している」、「美(うま)しみ国という最も素朴な国民感情、父も母もこの国に生きそして死んで行つたという祖国意識を利用して、……児童に神国日本という特殊の国家観を経験させようとする意図である」と、喝破している(唐澤『教科書の歴史』(注6)489-490ページ)。入江曜子も、この文章について、「季節、風景の賛美という理解しやすい、そして異議のはさみようのない具体例をあげ、親しい家族を一人一人挙げながら、リズミカルに畳みかけていく文体で子どもたちの感情を移入させ、「よい国」という言葉をスプリングボードとして、突如前半とは次元の異なる「よい国」すなわち「世界に一つの神の国」にひらりと子どもたちの心を移行させる。この期の教科書が活用する強引かつ効果的な刷り込み技術のひとつである」と鋭く分析している(入江曜子『日本が「神の国」だった時代』(注27)、99ページ)。
- (38) 本来は10人の攻撃隊であったが、1名は捕虜となった。『戦陣訓』には、「生きて虜囚の 辱めを受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」とあり、当時は軍国少年であった山中恒 は、翌年3月この9名の軍神の英雄的戦死を報じた大本営発表からさほど日のたたぬうちに、 1名が捕虜となった事実を知って驚愕したという(山中恒『子どもたちの太平洋戦争——国 民学校の時代』岩波新書、1986年、112-116ページ)。
- (39) 以下の叙述は 唐澤『教科書の歴史』(注6)、493-496ページ。
- (40) 入江『日本が「神の国」だった時代』(注27)、142ページ。
- (41) ただし、第四期と第五期の下巻の最終章などを比べると若干の違いも認められる。これ については後述する。
- (42) むしろ神々や人物の名前で章立てされている第四期『尋常小學國史』には奈良時代 (38 ページ)、戦国時代 (165 ページ)、同じく第五期『小學國史』にも奈良時代 (37 ページ)、戦国時代 (152 ページ) という文言が記載されている。
- (43) 和歌森民男「国民科の中の国史教育」(加藤章ほか編『講座歴史教育1 歴史教育の歴 史』弘文堂、1982年。以下、和歌森「国民科の中の歴史教育」と略記)、236ページ。
- (44) 『日本教科書体系 近代編』第20巻、歴史(三)、講談社、1959年、600ページ。
- (45) 山住「国民学校の成立と教科書」(注32)、61ページ。
- (46) 和歌森「国民科の中の国史教育」(注43)、289-290ページ。松島「歴史教育の歴史」 (注7)、301ページ。家永「3 国史――所収教科書の解説」(注7)、126ページ。
- (47) 『日本教科書体系 近代編』第20巻 (注44)、600ページ。
- (48) 「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」は、第六期『初等科修身 三』(5年生用) および『同四』(6年生用) の冒頭で「教育勅語」の次のページに掲げられていた。
- (49) 第五期『初等科國語』二 昭和十七年(復刻 墨塗り教科書 大空社 1985年)、116-123ページ。
- (50) 本稿では国語教科書は分析の対象とはしない。三兵士の戦死の実相や教科書への記載などについては、中村圭吾『国家と教科書と民衆 新評判 教科書物語』ノーベル書房、1970年、245-266ページを参照のこと。
- (51) 唱歌に関しては、さしあたり唐澤『教科書の歴史』(注6)、530-540ページ。
- (52) 唐澤『教科書の歴史』(注6)、512ページ。